### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### (1) 市町村への事務委任に係る検討

① 市町村に委任する事務の事前の取決め

#### 【実施する事項】

#### 《都道府県》

- ※ 災害救助法に基づく応急修理制度に係る事務の市町村(特別区を含み、同法(災害救助法)第2条の2第1項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。)への委任については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について(通知)」(平成27年3月31日付府政防第283号内閣府政策統括官(防災担当))並びに「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」及び「事前の取決めの活用による事務委任の適切な実施について」(平成28年12月26日付内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)事務連絡)を参考にして、事前に市町村と検討・調整を行っておくことが必要である。
- ▶ 市町村に事務委任する場合には、市町村に委任する事務(救助の内容、手続等)について事前に取決め、地域防災計画、手引書、協定等に位置付けておくことが重要である。(以下の説明では、事務委任することを前提としている。)
- ▶ 都道府県は、事務委任した市町村が判断困難な事項等に係る内閣府への協議、各市町村が現場で主体的に判断した事項等に係る他の市町村への情報提供等、発災後の制度運用の際の市町村への支援体制等についても検討しておくことが望ましい。

#### 【留意点】

- ◆ 応急修理制度は、災害救助法上は都道府県が実施するものとされている。ただし、 法の適用後の速やかな救助の実施のため、同法第 13 条第 1 項で「都道府県知事は、 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、そ の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこと とすることができる。」と規定されている(いわゆる事務委任)。
- ◆ 災害発生時には、被災状況を迅速かつ適確に把握し、応急救助を行う必要があるが、 そのためには、基礎自治体である市町村が対応することが有効な場合もあり、都道 府県においては、法による救助の実施に関する事務委任を積極的に活用するよう通 知されている(※1)。
  - ※1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から 市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について(通知)」(平成27年3月31日付 府政 防第283号 内閣府政策統括官(防災担当))
- ◆ 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、委任元としての責任をもって市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることが求められる(※2)。
  - ※2 「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(被災者行政担当))

#### <参照>

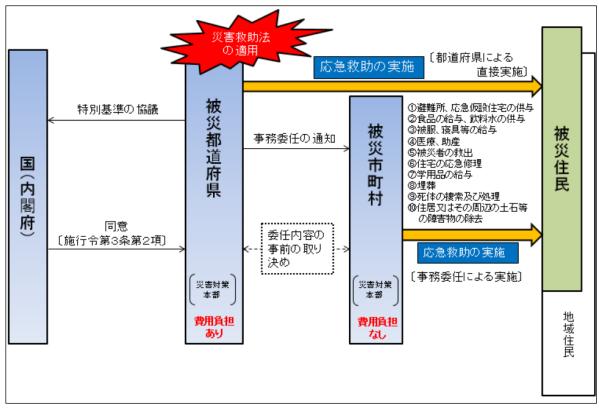
発災時の対応 について

Ⅲ. 発災時対応編

3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (1)市町村への事務委任

P. 109

### 【事務委任の実施概要図】



出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被 災者行政担当))

#### 【事前の取決めの活用による事務委任の適切な実施について】

#### (平成 28 年 12 月 26 日付 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)事務連絡)

平成 27 年 1 月 30 日付け閣議決定(※)等により、事務委任に関する事前の取決めが有効であることが示されていますが、災害はいつ発生するか分からないため、以下の点に留意し、速やかに対応していただきますようお願いします。

- 1. 事務委任に関する事前の取決めの形としては、以下の3つのやり方が考えられ、いずれかにより事前に取決めを行うことが望ましいこと。
  - ・地域防災計画への記載
  - ・災害救助の手引きへの記載
  - ・都道府県と市町村との協定への記載
- 2. 市町村に対して一律に事務委任を行う必要はなく、救助体制を勘案し、指定都市等に対しては、大半の事務を委任し、他の市町村に対しては一部の事務を委任することとして差し支えないこと。
- 3. 地域防災計画への記載に一定の時間がかかる等の場合は、先ずは、都道府県から市町村に対し、委任する救助種目など事務委任に関する事項について通知を行い、地域防災計画への記載等がなされるまでの準備とすることが望ましいこと。
- ※「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)」(平成27年1月30日 閣議決定)
  - 5 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等 【内閣府】

(1)災害救助法 (昭 22 法 118)

都道府県から市町村に対して救助の実施に関する事務を委任することは現行規定上も可能であり、災害救助法 の適用後速やかに救助が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を行った上で、委任する 救助の内容やどのような場合に委任するのかを定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。

### <事前準備の例>

【地域防災計画による救助の種類(すべての種類)の委任(山口県)】

○事例(山口県)(山口県地域防災計画より抜粋)

#### 2 実施機関

- (1) 救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受 託事務とされている。
- (2) 市町長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- (3) 知事から市町長への委任については、救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務 を行う期間を市町長に通知する。
- (4) なお、市町長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関 備 考
1 避難所の設置	市町
<ul><li>2 応急仮設住宅の供与</li><li>(1) 建設</li><li>(2) 入居予定者の選考、敷地の選定</li></ul>	県、市町
3 炊き出しその他による食品の給与	市町
4 飲料水の供給	市町
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町
6 医療及び助産	県、市町
7 被災者の救出	市町
8 被災した住宅の応急修理	市町
9 生業に必要な資金の貸与	県
10 学用品の給与	県、市町
11 埋葬	市町
12 遺体の捜索	市町
13 遺体の処理	市町
14 障害物(土石、竹木等)の除去	県、市町

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被 災者行政担当))

### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

【地域防災計画による救助の種類(応急仮設住宅の供与、医療・助産を除く)の委任 (岩手県、鳥取県、島根県)】

○事例(岩手県)(岩手県地域防災計画より抜粋)

岩手県地域防災計画(本編) 第3章 災害応急対策計画

### 第14節 災害救助法の適用計画

#### 第1 基本方針

- 1 県本部長は、災害による住家の滅失が一定規模以上となった場合、災害救助法(以下、本節中「法」 という。)を適用し、法に基づく救助を実施する。
- 2 法に基づく救助は、県が実施機関となり、市町村はその補助機関として活動に当たるが、県本部長は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を市町村本部長に委任する。

#### 第2 実施機関(責任者)

実施機関	担当業務				
市町村本部長	1 避難所の供与				
	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給				
	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与				
	4 被災者の救出				
	5 被災した住宅の応急修理				
	学用品の給与				
	埋葬				
	死体の捜索及び処理				
	9 災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に				
	著しい支障を及ぼしているものの除去				
県本部長	1 応急仮設住宅の供与				
	2 医療及び助産				
	3 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与				

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被 災者行政担当)) ○事例(鳥取県)(鳥取県地域防災計画より抜粋)

#### 第4節 救助の実施

#### 1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

- (1) 県
  - ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

- イ 市町村に対する救助の委任
  - (ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び 学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。
- (イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うと ともに、これを公示する。

- (2) 市町村
  - ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。
  - イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定に よる救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなけ ればならない。

#### 2 救助の種類

- (1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
- (4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 住宅の応急修理 (7) 学用品の給与 (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理 (10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

#### 3 救助の基準

- (1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表 2 「災害救助法による救助の種類と概要」及び資料編のとおりとする。
- (2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

#### 4 災害救助に関する県の組織

- (1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。
- (2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

#### 【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考(救助の方法、留意点等)
避難所の設	市町村 (県が委任)	災害により現に被害を受け、又は受	・避難情報が発出された場合のほか、
置		けるおそれのある者	緊急避難の必要がある場合を含む。
			・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借
			上対応も可能。
応急仮設住	県(県が直接設置す	住家が全壊、全焼、又は流失し、居	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置
宅の供与	ることが困難な場合	住する住家がない者であって、自ら	も対象となる。
	、県が設計書等を提	の資力では住家を得ることができな	・被災地における住民登録の有無を問
	示し、市町村に委任	い者	わない。
	)		
炊き出しそ	調達:県	避難所に収容された者、住家に被害	・現に食しうる状態にあるものを給与
の他による	供給:市町村(県が	を受けて炊事のできない者及び住家	すること。
食品の給与	委任)	に被害を受け、一時縁故地等へ避難	・救助作業に従事する者は対象外。
		する必要のある者	
飲料水の供	市町村 (県が委任)	災害のため現に飲料水を得ることが	・供給量は、1人1日3リットル以上
給		できない者	を目安とする。

次頁へ続く

### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

Library of the	Transfer up	10 mm - A 10 - A				
	調達:県	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半				
	供給:市町村(県が	焼又は床上浸水、船舶の遭難等によ	・品目は、被服、寝具、身の回り品、			
	委任)	り、生活上必要な被服、寝具その他	日用品、炊事用品、食器、高熱材料を			
与または貸		日用品等を喪失又はき損し、直ちに	目安とする。			
与		日常生活を営むことが困難な者	・夏期と冬期で限度額に差がある。			
医療	県、日赤鳥取県支部 (県が委託)	災害のため医療の途を失った者	・傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。			
助産	県、日赤鳥取県支部	災害発生の日以前又は以後7日以内	・出産のみならず、死産、流産を含む。			
功生	(県が委託)	に分娩した者であって、災害のため	一、四座のみならり、死座、派座を占む。			
	(州分配)	に助産の途を失った者				
災害にかか	   市町村(県が委任)	災害のため現に生命身体が危険な状	<ul><li>・捜索期間(3日間)に生死が明らか</li></ul>			
次音にかか   った者の救	川町村 (紫か安住) 	態にある者又は生死不明の状態にあ	・後系朔间(30回)に主先が切らが  にならない場合は、遺体の捜索として			
出		悠にめる有文は生死不明の仏態にめ   る者	取り扱う。			
	市町村 (県が委任)	<sup>3</sup>	・修理か所は、居室、炊事場、便所等			
炎害にかか   った住宅の	川町村(泉か安住) 	次書のため住家が干壊又は干焼し、   自らの資力では応急修理をすること	・修理が所は、店至、炊事場、使所等  日常生活に必要欠くことのできない部			
った任宅の 応急修理		目らの質力では心忌修理をすること   ができない者	日常生活に必要人くことのできない計   分について必要最小限度を対象とす			
心忌修理		がくさない有				
学用品の給	市町村 (県が委任)	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半	る。(面積制限なし) ・小学校児童、中学校生徒、高等学校			
子用品の編 与	川町村(泉か安住) 	住家の主要、主焼、流大、干壊、干  焼又は床上浸水により学用品を喪失	・小学校児里、甲学校生使、尚寺学校 等生徒等を対象とする。			
チ		及は床上皮がにより子用品を喪失 又はき損し、修学上支障のある児童	寺生促寺を対象とりる。  ・品目は、教科書、教材、文房具、通			
		文はさ損し、修子上文庫のある光里   生徒	・面目は、教科書、教材、文房具、題  学用品とする。			
埋葬	   市町村(県が委任)	災害の際死亡した者	・応急的な仮葬であり、正式な葬祭で			
生争	中門作 (紫か安圧)	次古が除れてした名	・心忌的な仮葬であり、正式な葬祭で はない。			
		・漂流遺体の取り扱いは下記による。				
遺体の捜索	市町村 (県が委任)	災害により現に行方不明の状態にあ	・災害発生後、直ちに死亡していると			
~_ITIX/N	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	り、かつ、四囲の事情により既に死 推定される場合は、3日を経過しなく				
		亡していると推定される者   「在走される場合は、3日を経過しなく				
遺体の処理	市町村(県が委任)	災害の際死亡した者	・漂流遺体の取り扱いは下記による。			
	日赤鳥取県支部 (県が委託)		・埋葬を除く。			
障害物の除	市町村 (県が委任)	居室、炊事場等生活に欠くことので	・通常は、当該災害によって住家が直			
去		きない部分又は玄関に障害物が運び	接被害を受けた場合に限られる。			
		込まれているため一時的に居住でき	・応急的な除去に限る。			
		ない状態にあり、かつ、自らの資力	・豪雪による除雪も対象となり得る。			
		をもってしては、当該障害物を除去				
		することができない者				
応急救助の	県	1 被災者の避難(被災者自身を避難	#させるための輸送、被災者を誘導する			
ための輸送	市町村(県が一部委任	ための人員、資材等の輸送)				
-	)		置できないもの等の移送、救護班の仮認			
		する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等)				
		3 被災者の救出(救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資				
		材等の輸送)				
		4 飲料水供給(飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等				
		の輸送(飲料水の直接輸送を含む))				
			)			
		の輸送(飲料水の直接輸送を含む) 5 遺体等の捜索(捜索のため必要が				

<sup>\*「</sup>実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して 実施するものとする。

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(被 災者行政担当))

<sup>\*</sup>床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

○事例(島根県)(島根県地域防災計画より抜粋)

#### 第2 災害救助法の実施機関

◆実施機関 県(防災部防災危機管理課)、市町村

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市町村長は知事を補助するが、知事は 救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市町村長に委任している(災害救助法第13条、 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条)。

- (1) 「市町村への委任事項」避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」炊き出しそのほかによる食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」被災者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」被災した住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」埋葬
- (10)「市町村への委任事項」死体の捜索
- (11)「市町村への委任事項」死体の処理
- (12)「市町村への委任事項」障害物の除去

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 (被災者行政担当))

#### 【地域防災計画による政令指定都市等が実施する救助の明示(京都府)】

○事例(京都府)(京都府地域防災計画より抜粋)

#### 第4節 応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町村長に通知することにより、市町村長が救助を実施する。この場合において、市町村長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- 1 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 医療及び助産
- 4 災害にかかった者の救出
- 5 教科書等学用品の給与
- 6 埋葬
- 7 死体の捜索及び処理
- 8 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの 除去
- 9 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 10 住宅の応急修理

なお、京都市については、前各号のほか次に掲げる救助に関し、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を 市長に通知することにより、市長が救助を実施する。

1 応急仮設住宅の供与

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官 (被災者行政担当)) 【災害救助の手引きによる局地災害・広域災害別の委任(愛知県)】

○事例(愛知県)(愛知県災害救助の手引きより抜粋)

### 第2 災害救助法の概要

### 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序保全を図る。(法第1条)

### 2 救助の主体・対象・方法

<u>都道府県知事が、一定規模以上の災害</u>が発生した市町村において、<u>現に救助を必要とする者に対して</u>収容施設の供与、食品の給与など応急的に必要な救助を<u>現物で</u>行う。(法第2条)(法定受託事務)

なお、本県では、同法に基づく救助事務は市町村長に委任することができる(法第 13 条第 1 項) ため、原則として救助の実施者を次表のとおりとしている。

表1 救助の実施者

	実施者	救助の種類		
	市町村	県が行う以外のすべての救助		
局地災害	114-1-11	(通知により委任(法第13条第1項))		
の場合	県	学用品の給与 (県民生活部、教育委員会) (県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分に限る)		
		県、日赤が行う以外のすべての救助		
	市町村	(通知により委任(法第13条第1項))		
	県	医療及び助産 (健康福祉部)		
広域災害 の場合		応急仮設住宅の供与 (建設部)		
		住宅の応急修理 (建設部)		
		学用品の給与 (県民生活部、教育委員会)		
		(県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分に限		
		ర)		
	日本赤十字社	医療及び助産(県からの委託(法第16条))		
	愛知県支部			

※ 市町村は、委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助(応急仮設住宅の入居の選定や管理等)をすることとされている。(法第13条第2項)

出典:「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(被 災者行政担当))

### ② 都道府県と市町村での意見交換、事務委任の内容の確認

### 【実施する事項】

#### 《都道府県、市町村》

都道府県は、平時より市町村担当者が参加する連絡会議を開催する等、都道府県・ 市町村の間で事務委任の内容等について定期的に意見交換できる場を設け、必要に 応じて、当該内容等を見直し・更新しておくことが望ましい。

#### 【留意点】

- ◆ 迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができる(※1)。
  - ※1 「災害救助法による事務委任に関する取組事例集」(平成 28 年 12 月、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当))
- ◆ 災害の規模や状況は千差万別であり、必要とされる救助の内容や程度も災害ごとでまちまちであるため、救助の委任は、発災後の状況を踏まえて必要に応じて行うこととなるものであるが、都道府県と市町村の間で、平時より救助の実施に当たり必要となる施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、どの程度の災害が発生した場合にどのように役割を分担するかなどについて、よく相談を行い、災害発生時の迅速な対応を可能とする体制を予め構築しておくことが重要である。また、事前に事務委任に関する手続・様式等について定めておくことも有効である(※2)。
  - ※2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正及び都道府県から 市町村に対する救助の実施に関する事務の委任について(通知)」(平成27年3月31日付 府政 防第283号 内閣府政策統括官(防災担当))
- ◆ 都道府県と市町村の他、発災時に連携する住宅・建築関係団体等を含めて連絡会議等 を開催することが望ましい。

#### <参照>

発災時の対応 について

Ⅲ. 発災時対応編

3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (1)市町村への事務委任

P. 109

### <事前準備の例>

#### 【マニュアルを活用し、県内市町村を対象とした勉強会を開催している例:徳島県】

- ・徳島県は、「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」を(公社)徳島県建築士会等の関係団体や関係部局が協力して作成した上で、住宅・建築部局が中心となって、県内市町村を対象に、事前課題の抽出・分析や災害救助法の理解を深めるための勉強会を開催している。
- ・勉強会には、市町村の住宅・建築部局に加え、防災部局の職員、関係団体も出席し、災害 救助法に基づく応急修理制度の実施や応急仮設住宅の供与に向けた体制や仕組の構築に 向けた検討を行っている。
- 【県、市町及び住宅・建築関係団体による連絡会議の定期的な開催をマニュアルに位置付けている例:栃木県】
  - ・栃木県は、「災害救助法・住宅の応急修理実施マニュアル」を平成 28 年度に作成した上で、住宅部局が中心となって、平成 29 年度・平成 30 年度に、県、市町及び住宅・建築関係団体による連絡会議を定期的に開催し、本マニュアルに基づく応急修理制度の手続、実施体制について周知・確認を行っている。

### (2) 実施要領、様式等の作成

### 【実施する事項】

#### 《都道府県》

- ➤ 都道府県は、「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月、内閣府)や過去の災害における取組事例等を参考に、災害救助法に基づく応急修理制度の対象者、応急修理の範囲、基準額(費用の上限額)、手続のフロー等をまとめた「住宅の応急修理実施要領」(以下「実施要領」)という。)を事前に定めておくことが重要である。
- ▶ 当該手続に必要となる様式類及び記載例もあわせて作成し、実施要領とともに事前 に市町村に提供しておくことが望ましい。

#### 《市町村》

▶ 市町村は、都道府県から提供された実施要領、様式類及び記載例を元に、必要に応じて追記・修正の上、これらの資料の市町村版を作成する。

#### 【留意点】

◆ 実施要領及び様式類は、被災者の手続に係る負担をできる限り軽減するよう留意して作成することが望ましい。例えば、申込書類を簡略化する方法として、「被災者台帳」(※)に住家の被害の状況、住所又は居所を記載しておくことにより罹災証明書(写し)や住民票の添付を省略することが可能となる。

#### ※詳細は以下を参照のこと。

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(平成29年3月、内閣府(防災担当)) (http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html)

<ul> <li>発災時の対応について ⇒ III. 発災時対応編 3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (2)実施要領、様式等の更新・決定 P. 110</li> <li>応急修理制度の手続の詳細 ⇒ III. 発災時対応編 (6) 応急修理制度に係る手続の実施 (6) 応急修理制度に係る手続の実施</li> </ul>	<参照>			
→ Ⅲ 签以胜对区籍		$\Rightarrow$	Ⅲ. 発災時対応編	P. 110
		$\Rightarrow$	Ⅲ. 発災時対応編	P. 116

#### <過去の災害における取組の例>

#### 【県が定めた実施要領の例:愛媛県(平成30年7月豪雨)】

#### 平成30年7月豪雨における住宅の応急修理実施要領

(平成30年7月14日決定) (平成30年7月25日改正)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、平成30年7月豪雨における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた愛媛県内の市町は、今治市、宇和島市、八幡浜市、 大洲市、西予市、松野町、鬼北町の5市2町である(平成30年7月5日適用)。

#### 1 対象者

- (1) 以下の全ての要件を満たす者(世帯)
  - ①当該災害により半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住家被害を受けた者

災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

- ※被害が一部損壊の場合は、対象とはならない。
- ※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。
- ②応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること 対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被 害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。
- ③応急仮設住宅を利用しないこと

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

#### 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

#### (1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

#### (2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別紙1 「応急修理にかかる工事例」のとおり)

①豪雨災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

#### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④家電製品は対象外である。

#### 3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は584,000円以内とする。
- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

#### (3)借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の 再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有 者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場 合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

#### 4 手続の流れ

愛媛県から事務委任を受けた市町 (以下、「市町」という。)は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは次ページのとおり。

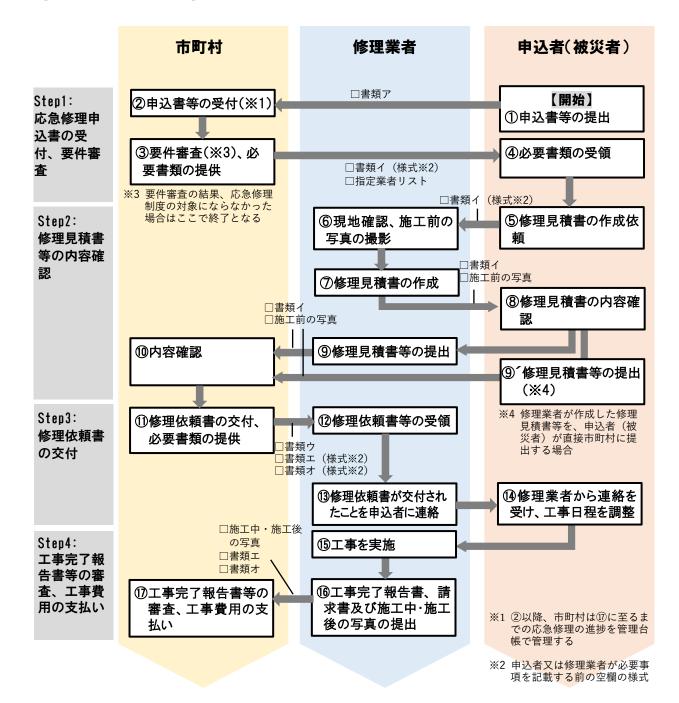
	応急修理の手続き
1	応急修理を希望する被災者は、住宅の応急修理申込チェックシートにより内容確認の上、 市町の窓口に住宅の応急修理申込書【様式第1号】等を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被 害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。
2	市町は、上記の要件審査において応急修理の対象と認められる場合は、応急修理申込の受理通知書【様式第3号】を交付し、併せて応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書【様式第5号】等の工事に必要な用紙を提供する。 ※対象外となる場合は、被災者に応急修理申込の対象外通知書【様式第4号】を交付する。
3	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書【様式第5号】の作成依頼を行う。
( <del>4</del> )	委託業者は、修理見積書【様式第5号】を被災者に提示し、署名の上、(直接又は被災

出典:愛媛県資料

※1(1)③については、令和2年7月豪雨より、応急修理期間中の 応急仮設住宅の使用が可能となっていることに留意すること

### 【応急修理制度に係る手続のフロー及び必要書類のイメージ】

《手続のフローのイメージ》(市町村に事務委任する場合) \*書類ア〜オは次頁で説明



### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### 《手続に必要な書類のイメージ》

(下表は例示であり、他に市町村が必要とする書類があれば適宜修正、追加することが望ましい。)

	書類 助事務取扱要領に参 、次頁以降参照。)	説明	
□書類ア	応急修理申込書★	・被災者が応急修理制度を申し込む際に市町村に提出する書類 ・申込者(被災者)の氏名、連絡先、被災した住宅の所在地、住宅の被害の程度等を記入する。 ・市町村は本書を用いて、申込者(被災者)が制度の対象となるか否かを審査する。(※)  ※過去の災害では、本書類の他に罹災証明書(写し)、住民票、資力に関する状況を確認する書類の添付を求める運用がなされた例がある。なお、被災者台帳を作成し、住家の被害状況、住所又は居所を記載しておくことにより、申込の際の罹災証明書(写し)や住民票の添付を省略することが可能となる。	
□書類イ	修理見積書★	・申込者(被災者)から依頼を受けた修理業者が作成する修理費用の見積書(※) ・工事予定箇所を示す施工前の写真とともに、市町村に提出する。 ・市町村は本書類の提出を受け、その内容を確認し、応急修理工事の対象となる工事及び金額を確定する。 ※書類作成に不慣れな修理業者も多数あることから、分かりやすい記載例を示す他に、修理見積書の作成方法の研修を行う等の準備をしておくことが望ましい。	
□書類ウ	修理依頼書★	・市町村が書類イ(修理見積書)に基づく応急修理工事を依頼する旨を記載した修理業者に通知する書類(※) ※過去の災害では修理依頼書の交付後、修理業者に請書の提出を求めた例がある。	
□書類エ	工事完了報告書★	・応急修理工事の完了後、修理業者が市町村に工事が完了した旨を報告するための書類 ・施工中・施工後の写真もあわせて提出する。	
□書類オ	請求書	・修理業者が応急修理工事に要した費用を市町村に請求するための書類	
指定業者リスト		<ul> <li>・災害救助法に基づく応急修理制度において、工事を実施する修理業者を指定したリスト</li> <li>・被災者がリストに掲載されていない修理業者に応急修理工事を依頼したい場合は、市町村は当該修理業者をリストに追加する等、適宜更新し、管理を行う。</li> </ul>	
施工前の写真		・書類イ(修理見積書)とあわせて提出する、工事予定個所とその被害状 況を示す応急修理工事の施工前の写真	
施工中・施工征	後の写真	・書類エ (工事完了報告書) とあわせて提出する、応急修理工事の施工中施工後の修理箇所の写真	

### 【書類ア(応急修理申込書)の参考様式】

#### 様式第1号

受 付 日 平成 年 月 日 受付番号 第 号

#### 住宅の応急修理申込書

○○市長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】

【現在の住所】

【現在の連絡先(TEL)】

【生年月日】

明治・大正・昭和・平成 年 月 日生( 歳)

【氏 名】

**1 被災日時** 平成○年○月○日

- 2 災害名
- 3 **住宅の被害の程度** 全壊、大規模半壊、半壊 (※市が発行するり災証明書又は被災者台帳等に基づき、被害の程度に ○をつけてください。)
- 4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に○をつけてください。)

イ 屋根

リ サッシ

口 柱

ヌ 上下水道の配管

ハ 床

ル ガスの配管

**二** 外壁

オ 給排気設備の配管

木 基礎

7 電気・電話線・テレビ線の配線

**へ** 梁

**カ** トイレ

トドア

3 浴室

チ 窓

出典:「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月、内閣府)

### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

#### <過去の災害における取組の例>

【書類ア(応急修理申込書)の添付書類の例①:自らの資力では応急修理をすることができない 旨を記載した「申出書」の提出を求めた例:熊本市(平成28年熊本地震)】

- ・熊本市は、被害の程度が「半壊」の被災者に対し、自らの資力では応急修理をすることができない旨を記載した「申出書」の提出を求めた。
- ・「申出書」には、以下のような観点で申込者(被災者)の資力に関する状況を記載するよう求めた。

(例)

- ・世帯の年収が○○円であり、日常生活費やローンの支払い等で余裕が無く、応急修理を実施できる資力がない。
- ・主たる生計者である〇〇が、勤務先が〇月〇日~〇月〇日まで一時休業とされたことに より収入減となるため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・年金収入のみで余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。
- ・地震により勤務していた会社が被害を受け、廃業することとなり、職を失い、収入がなく なったため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護が必要な父(母)がおり、介護費用等の出費で余裕がなく、応急修理をできる資力がない。

【書類ア(応急修理申込書)の添付書類の例②:申込時点で罹災証明書が交付されていない場合に、「承諾書」の提出を求めた例:坂町(広島県)(平成30年7月豪雨)】

- ・坂町は、申込の際に住宅の被害の程度(半壊以上の被害であること)を確認するため、罹災証明書の提出を求めていたが、申込時点で罹災証明書が未交付である場合は、申込後、 罹災証明書が交付された段階での提出も認めた。
- ・ただし、その場合の罹災証明書の内容が、応急修理制度の要件に合致しない場合(半壊以上の被害でなかった場合)には、応急修理制度の申込が無効になることを申込者(被災者)が承諾する旨を記した「承諾書」の提出をあわせて求めた。

【書類ア(応急修理申込書)の添付書類の例③:住民票の添付を求めた例

:常総市(茨城県)(平成27年9月関東・東北豪雨)】

- ・常総市は、市役所が被災していたこと、応急修理制度の受付場所が市庁舎とは別の場所でありサーバーの回線もつながっていなかったことから、申込者が当該被災住宅に居住していることを確認するために住民票を添付してもらった。
- ・住民票は申込者(被災者)が市民課で交付してもらうこととなるが、当該交付に係る手数 料は減免した。

【書類ア(応急修理申込書)の添付書類の例④:借家の賃借人が申し込む際の添付資料の例 : 宇和島市(愛媛県)(平成30年7月豪雨)】

- ・宇和島市は、申込者(借家の賃借人)には、当該借家の賃借人が応急修理制度に申し込む ことに家主が同意する旨が記載され、家主が署名又は記名押印した「住宅の応急修理申 込チェックシート」の添付を求めた。
- ・更に、申込者に自らの資力では修理をすることができないこと、家主も修理を行う資力が ないことを記載し家主が署名又は記名押印をした「申出書」の添付を求めた。

■住宅の応急修理申込チェックシート 災害教助法に基づく、住宅の応急修理は次の要件を満たす必要があります。 次の(1)~(5)までの要件を確認のうえ、申請してください。 なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり584,000円を限度としており、限度額を超える部分の工事 については、被災者の負担となります。	
【応急修理の対象者等要件】	
(1)住宅が災害により、半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態である。	
(2)応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなり、被害を受けた住宅での生活が可能 となることが見込まれる。	
(3)応急仮設住宅(民間賃貸住宅含む)を利用しない。	
(4)自らの資力では応急修理を行うことができない。	
(大規模半壊の住宅被害を受けた世帯は除く。)	
(5)応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の 衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分である。	
*借家の場合は、所有者が修理を行えず、かつ所有者の同意を得ることができる。	
上記の災害救助法に基づく、住宅の応急修理の要件等を確認し、申し込みます。	
氏名印	
【家主の同意欄(借家の場合)】	
私は、上記申請者に賃貸している住宅について、応急修理を行うことに同意します。 家主 住 所	

図2-26 住宅の応急修理申込チェックシート

氏 名電 話

出典:宇和島市資料

※(3)については、令和2年7月豪雨より、応急修理期間中の 応急仮設住宅の使用が可能となっていることに留意すること

### 【書類イ(修理見積書)の参考様式】

様式第3号 (別添3-4)

# 修理見積書

# ( 全壊 大規模半壊 半壊 <mark>一部損壊(準半壊)</mark> )

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてください。

### 見積金額(総工事費)

0 円 - (消費税込)

### ☑ 「住宅の応急修理」申込関係

 見積金額(応急修理分)
 0 円 -(消費税込)(※1)

 見積金額(被災者負担分)
 0 円 -(消費税込)

工事名称	金額(消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
①	0 円	0 円	
2	0 円	0 円	
3	0 円	0 円	
4	0 円	0 円	
5	0 円	0 円	
	0 円	0 円	
合 計	0 円	0円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること <限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合: 595,000円

一部損壊(準半壊)の場合: 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に ついての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。) すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修理業者記入)

 令和
 年
 月
 日
 住
 所

 会社名
 電話番号

电动留写代表者名

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者記入) 令和 年 月 日住 所 氏 名

(※市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名
NEWCOS OF SHAPEFORM PROCESSES GEORGESTAN			

出典:「災害救助事務取扱要領」(令和2年5月、内閣府)

### <過去の災害における取組の例>

【書類イ(修理見積書)の様式の記載例:修理見積書の備考欄の記載例を充実させた例 : 愛媛県(平成30年7月豪雨)】

- ・愛媛県は、提出された修理見積書において、応急修理工事の内容・箇所・数量を把握しや すいように、備考欄に工事を行う室名及び室毎の具体的な数量等を書き込んだ記載例を 示し、修理業者に対してそのように記載するよう促した。
- ・室名及び室毎の具体的な数量、修理を行う箇所等を記載することで、応急修理の対象となる日常生活に必要欠くことのできない部分の工事であることを確認できるようにした。

### 修 理 見 積 書 【記載例】

見積金額(応急修理分) 584,000円 (他に被災者負担分96,400円)

見積金額 (心思修理分)	584, 000 FJ	(TEV	- 俄火有負担分 90,40	JU [7])	
工事名称	対象	数量	単価	金 額	備考
1 仮設工事	0	<b>●</b> m²	●●● 円	32,400 円	屋根工事の仮設
2 木工事			一式」とせず数量を入	れる (以下同じ)	
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	0	●m²	●●● 円	32,400 円	
合板●ミリ厚	0	●枚	●●● 円	32,400 円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	0	●m²	●●● 円	32,400 円	
合板●ミリ厚	0	●枚	●●● 円	32,400 円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	0	●m²	●●● 円	32,400 円	
金物	0	一式	●●● 円	32,400 円	庇、外壁補修用
施工費	0	●人	●●● 円	32,400 円	
3 屋根工事					
養生	0	●枚	●●● 円	32,400 円	ブルーシート
板金工事	0	●m²	●●● 円	32.400 円	
雨樋	0	•m	●●● 円	32,400 円	氷柱防止
施工費	0	<b>●</b> 人	●●● 円	32,400 円	711111111111111111111111111111111111111
旭工员		• / (	333   1	92,400   1	
4 窓工事 (外部)					- 外部か内部かを記載
ガラス工事	0	●枚	●●● 円	32,400 円	A L DING L THING G HOAK
雑工事	0	一式	●●● 円	32,400 円	サッシ鍵取替え
44mm 1.			333 11	02,100   1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
5 衛生設備工事					
(1階トイレ) ◄					- ※対象部屋名を記入
便器取替え	0	一台	●●● 円	32,400 円	破損ロータンク含む
配管工事	0	•m	●●● 円	32,400 円	
下地補修	0	•m	●●● 円	32,400 円	
仕上げタイル補修	0	●m²	●●● 円	32,400 円	便器取替えの付帯工事
施工費	0	<b>●</b> 人	●●● 円	32,400 円	Committee : 13 Hr = 3
内装(フローリン	ク) のみ			- , , .	
ではなく。床下地 6 床工事 修理であることを	も含めた 記載				※対象部屋名を記入 一
フローリング 下地共) 修理		●m²	●●● 円	32,400 円	居間・トイレ
フローリング (下地共) 修理		●m²	●●● 円	21,500 円	
フローリング取替え	×	●m²	●●● 円	3,240 円	
畳の取替え	×	●人	●●● 円	32,400 円	老朽化による取替え
				<u> </u>	
7 諸経費					
応急修理対象	0	一式	●●● 円	27,540 円	按分
応急修理対象外	×	一式	●●● 円	4,860 円	同上
合 計	1		1	680,400 円	
(うち消費税)				50,400 円	
応急修理分				584,000 円	上限 584,000 円
被災者負担分				96,400 円	
WYCH XIAM				00,100   1	

図2-27 修理見積書【記載例】

出典:愛媛県資料より内閣府作成

【申込者が複数の修理業者に工事を発注した場合の「総額用」の様式を用意した例 : 呉市、三原市、坂町(広島県)(平成30年7月豪雨)】

・呉市、三原市、坂町は、申込者(被災者)が複数の修理業者に応急修理工事を依頼した場合には、各修理業者が修理見積書を作成し、それぞれ提出してくるため、費用の総額が応急修理工事費の限度額を超えていないことを確認できるよう、申込者(被災者)に応急修理工事費の「総額用」の見積書の提出を求めた。

### ※この様式は、業者が複数の場合のみ使用

記入例②-0 (施工社が複数社の場合)

### 住宅応急修理見積書(総額用)

業者名	工事内容	金 額 (税込)	左記のうち、応急修理分 (税込)
A板金工業株式会社	屋根修理	455,000	455,000
株式会社Bリフォーム	便器交換、配管修理	300,000	60,000
	応急修理の対象とがあります。屋根エロス は、屋根修理が優かませまでは、屋根修理が優かませまが、屋根にきます。	なる工事には優先順位 事と配管修理工事で たされるため、応急修 工事分から対象として	
総 額		755,000	515,000

※この用紙は施工業者が複数社の場合のみ使用してください

受付番号	
被害を受けた 住宅の所在地	〒●●●-●●● 広島県安芸郡坂町●●1234
現在の居所	同上
氏名	•• ••
現在の連絡先 電話番号	••••-•

図2-28 住宅応急修理見積書(総額用)(記入例)

出典:坂町資料

### 【書類ウ(修理依頼書)の参考様式】

様式第3号

平成 年 月 日

修理依頼書

指定業者

様

〇 〇 市長

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了届」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外 となる場合もありますのでご了承願います。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 依頼工事の見積額 金 円(応急修理分)

(添付書類) 修理見積書(写)

出典:「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月、內閣府)

### 【書類エ(工事完了報告書)の参考様式】

様式第4号

平成 年 月 日

### 工事完了報告書

○ ○ 市長 様

登録番号 指 定 業 者 名

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を 完了しましたので、報告します。

- 1 被災者住所・氏名
- 2 対象住宅所在地
- 3 受付番号
- 4 完了年月日 平成 年 月 日

### 【添付書類】

- · 修理見積書(写)
- ·工事写真(施工前、施工中、施工後)

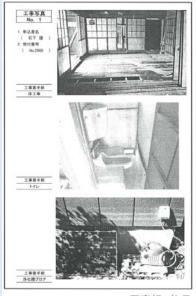
出典:「災害救助事務取扱要領」(平成31年4月、內閣府)

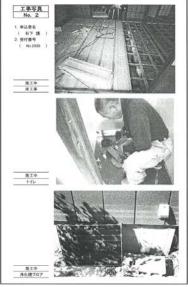
### <過去の災害における取組の例>

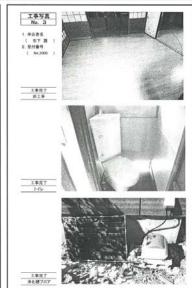
【施工前・施工中・施工後の工事写真のまとめ方の見本を示した例

: 常総市 (茨城県) (平成 27 年 9 月関東・東北豪雨)】

- ・常総市は、修理箇所の「施工前・施工中・施工後の写真」について、修理箇所毎に1枚の 台帳にレイアウトする「工事写真ひな形」及び「まとめ方見本」(下図)を示した。
- ・これにより、修理業者が施工前・施工中・施工後の写真が必要ということを改めて認識できるとともに、市も提出された写真が確認しやすくなった。







写真帳1枚目

写真帳2枚目

写真帳3枚目

- ■お送りした同封の写真用紙を使用する場合、 必要に応じて2枚目以降は自社で複写の上、作成ください。
- ■印刷されたL版の写真を添付する場合は、用紙に完全に糊付けまでお願いします。
- ■本紙は白黒で印刷しておりますが、カラー写真にて提出願います。

工事写真のまとめ方見本

図2-29 工事写真のまとめ方見本

出典:常総市資料

3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### (3)管理台帳、業務マニュアルの作成

#### ① 管理台帳のひな形の作成

#### 【実施する事項】

### 《都道府県》

- ▶ 都道府県は、応急修理制度の申込を受け付けた案件の進捗状況を管理するための台帳(以下「管理台帳」という。)のひな形を事前に作成しておくことが重要である。
- ➤ その際、申込受付件数や応急修理工事に係る見積額の合計等の都道府県が管理上必要となる項目を想定して作成し、できた管理台帳のひな形については事前に市町村と共有しておくことが望ましい。

#### 《市町村》

▶ 市町村は、発災後の制度運用の際には、管理台帳に随時申込者(被災者)の情報を入力していくこととなるため、管理台帳に情報を入力する担当者や入力ルール等を定め、事前に業務マニュアル(Ⅱ. 3 - 2 (3)②, P. 92 参照)に記載しておくことが望ましい。

#### <参照>

発災時の対応 について

Ⅲ. 発災時対応編

3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (3)① 管理台帳の決定

P. 111

### 【管理台帳で管理する項目のイメージ】

※以下は例示であり、具体的な項目については、都道府県において定める。
□ 受付番号
□ 案件の状態(要件審査中、取下げ、修理依頼書交付済み、工事完了、支払済み等)
□ 申込者(被災者)の氏名・住所・電話番号
□ 区分所有マンションの場合はマンション名、借家の場合は賃貸住宅名
□ 所有形態(持家、借家)
□ 住宅の被害の状況(罹災証明書又は被災者台帳に基づく)
□ 各種書類の提出状況
□ 日程管理(受付日、見積受取日、修理依頼日、完了報告日、修理代金支払日)
□ 修理業者名(※1)
□ 全体見積額、応急修理工事に係る見積額(上限額との比較を含む)(※1)
□ 修理箇所(※2)
<ul><li>※1 申込者が複数の修理業者に応急修理工事を依頼する場合があるため、修理業者及び見積額の入力欄を複数設け、応急修理分の見積額の合計が1世帯の限度額以内に収まっているかチェックしやすいように工夫することが望ましい。</li><li>※2 区分所有マンションの場合は専有・共用部分別に記載することが望ましい。</li></ul>

### <過去の災害における取組の例>

#### 【管理台帳における項目の例:熊本市(平成28年熊本地震)】

管理台帳に入力していた項目	<ul> <li>・受付番号、案件の状態</li> <li>・氏名、住所(区分所有マンションの場合はマンション名も入力)、電話番号</li> <li>・罹災区分</li> <li>・市の業務担当者名</li> <li>・制度申込受付日</li> <li>・修理見積書の受取日、全体見積額、応急修理工事に係る見積額</li> <li>・修理依頼日</li> <li>・指定業者名、誓約書と相手方振込口座登録申請書の提出有無(未登録業者のみ必要)、履行期間</li> <li>・工事完了日</li> <li>・支払日</li> </ul>
工夫した点	・翌日までには入力出来るような体制とした。 ・複数の職員が管理台帳を同時編集できるようなファイル の設定にした。
今後の改善点等	<ul><li>・応急修理を実施した箇所の概要や、借家かどうかが分かる入力欄があるとより管理しやすい。</li><li>・申込者が複数の修理業者に応急修理工事を依頼する場合、それぞれの修理業者の応急修理工事に係る見積額の合計額の確認欄を設ける等、上限額との比較をしやすくすることが必要である。</li></ul>

出典:熊本市資料より内閣府作成

#### 【修理業者に関する入力欄を複数設けた例:大洲市(愛媛県)(平成30年7月豪雨)】

・大洲市は、申込者が複数の修理業者に応急修理工事を依頼する場合があることを想定し、管理台帳の入力欄(修理業者名、修理業者住所、代表者氏名、修理見積額)を、申込者毎に最大5者まで入力できるようにし、複数の修理業者の応急修理工事に係る見積額の合計が、1世帯の上限額を超えていないかチェックできるようにした。

#### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

#### ② 業務マニュアルの作成

#### 【実施する事項】

#### 《市町村》

- ▶ 市町村は、担当する予定の事務の内容を整理し、庁内の担当部局(災害救助法所管部局、住宅・建築部局等)の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を定めた具体的な「業務マニュアル」を事前に作成しておくことが重要である。
- ▶ 特に庁内における応急修理制度の主管部局については、過去の災害での運用実績も 踏まえると、応急修理工事の範囲に関する技術的な相談への対応の他、住宅・建築 関係団体や修理業者との連絡調整等が必要となることから、住宅・建築部局を主管 部局として位置付けることが望ましい。なお、住宅・建築部局が主管部局でない場 合も、住宅・建築部局とは十分に連携をとることが望ましい。
- 業務マニュアルでは、担当職員間で混乱が起きないよう役割分担表を作成する等、 各担当職員の役割を明確にしておくことが望ましい。

#### 【留意点】

- ◆ 申込手続を行う受付窓口の設置場所については、本庁舎の他に被害が大きかった地域 の支所等にも設置する、本庁舎が被災した場合の代替の設置場所の想定をしておく 等、被害状況や被災者の利便性も考慮して検討しておくことが望ましい。
- ◆ 本庁舎及び支所に受付窓口を設置する場合や複数課の職員が対応する場合は、本庁舎・支所・関係各課の連絡調整方法、協議の記録方法等について定めておくとともに、窓口対応用のQ&A等の共通の保管場所や更新ルール等についても定めておき、担当職員間で随時情報共有できるようにしておくことが望ましい。
- ◆ また、受付窓口に直接出向くことが困難な被災者もいることから、親族や行政書士等が代理で申込に来た場合の手続(委任状の有無等)についても定めておくことが望ましい。

#### 

#### <事前準備の例>

#### 【「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」

(平成25年4月、神奈川県公共住宅供給推進協議会)】

- ・神奈川県公共住宅供給推進協議会(※)は、県の関係部局や市町村との調整・検討を重ね、 災害時に迅速かつ円滑に住宅の応急修理を実施できるよう、県と市町村の役割分担の明 確化を図り、原則として市町村が応急修理の主体業務を実施する場合のマニュアルとし て、「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」を作成した。
  - ※神奈川県及び県内市町村住宅部局と住宅事業者で構成される協議会(事務局:神奈川県県土整備局建築住宅 部住宅計画課)
- ・応急修理制度の運用について、具体的な業務の流れと関係各課との役割分担、手続に必要 な様式等を定めている。

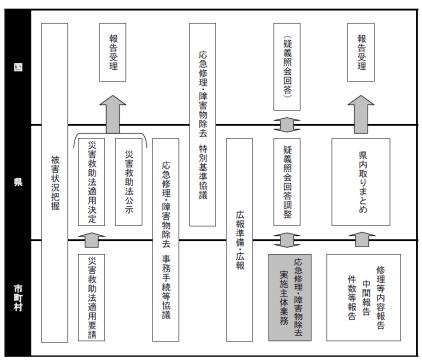


図2-30 県と市町村の役割分担

出典:「神奈川県住宅の応急修理・障害物の除去マニュアル」(平成25年4月、神奈川県公共住宅供給推進協議会)

#### 【「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」(平成 29 年 12 月、公益社団法人徳島県建築士会)】

- ・徳島県は、風水害が発生した際に、建設技能者やボランティア等の参画によって被災住宅の復旧活動が迅速に行われる体制をあらかじめ構築するべく、「風水害等による被災住宅復旧マニュアル検討委員会」(※)を設置し、(公社)徳島県建築士会等の関係団体や県の関係部局が協力して「風水害等による被災住宅復旧マニュアル」を作成した。
- ※学識者、徳島県建築士会、徳島弁護士会、県社会福祉協議会、県(住宅課、とくしまゼロ作戦課)にて構成・本マニュアルでは、発災時における県内市町村、建築士会、住宅建設関連の事業者・専門工事業者等の役割分担、活動フロー等を提案しており、それを踏まえて市町村と県で意見交換する等して各市町村版の活動フロー等の検討を進めている。

### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### <過去の災害における取組の例>

#### 【平成30年7月豪雨の際の応急修理の受付体制の例】

#### ● 広島県

作業内容	担当	人数
相談窓口に県職員を派遣、建築職の技術職員が不在の市町を中心に技術的支援	建築課、営繕課 技術職員	延べ154名 (派遣期間:7/17~ 8/31)

- 呉市(広島県) … 応急修理申込件数:294件(平成31年4月1日時点)
- ◆ 本庁舎(平成30年7月下旬~8月中旬時点)

作業内容		担当	人数
指揮・監督	建築指導課	技術職員	1名
応急修理申込書の受付、受付台帳(本手引きでは管理台帳のことを指す。以下同じ。)の整備、修理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報告書の審査	建築指導課	技術職員	2名(応急修理専属)
工事費の支払い	福祉保健課	事務職員	1名(応急修理以外の業 務と兼務)

#### ◆ 安浦支所(平成30年7月下旬~8月中旬時点)

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付	建築指導課+技術監理室 技術職員	3名(応急修理専属)

◆ 天応支所(平成30年7月下旬~8月中旬時点)

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付	建築指導課+技術監理室 技術職員	2名(応急修理専属)

◆ 応急修理専用電話(開設期間:平成30年7月~8月)

作業内容	担当	人数
電話での応急修理に係る相談対応	技術監理室 技術職員	3名(応急修理専属)

- 三原市(広島県) … 応急修理申込件数:306件(平成31年4月1日時点)
- ◆ 本庁舎(平成30年7月下旬~8月中旬時点)

	*	
作業内容	担当	人数
指揮・監督	住宅対策課 技術職員	1名(応急修理以外の業
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、完		務と兼務)
了報告書の審査、工事費の支払い		
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、完	住宅対策課 事務職員	2名(応急修理以外の業
了報告書の審査、工事費の支払い		務と兼務)
修理見積書の審査、修理依頼書の交付	建築課+建築指導課 技術職員	7名(応急修理以外の業
		務と兼務)

- 坂町(広島県) … 応急修理申込件数:222件(平成31年4月1日時点)
- ◆ 本庁舎(平成30年9月時点)

作業内容	担当	人数
応急修理制度に係る全ての事務	産業建設課 事務職員	1名(応急修理以外の業 務と兼務)

### ◆ 本庁舎(平成30年10月以降)

作業内容	担当	人数
指揮・監督 修理見積書の審査、完了報告書の審査	産業建設課 事務職員	1名(応急修理以外の業 務と兼務)
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修 理依頼書の交付、工事費の支払い	他自治体からの応援 事務職員	1名(応急修理専属)

### ● 愛媛県

作業内容		担当	人数
市町からの要望を確認し、国交省に他自治体職員の派遣を依頼、相談窓口に県職員を派	建築住宅課	技術職員	2名
遣、市町からの相談、情報共有			

● 大洲市(愛媛県) … 応急修理申込件数:1,345件(平成31年4月1日時点)

◆ 本庁舎(平成30年8月上旬時点)

作業内容	担当	人数
指揮・監督	都市整備課 課長	1名
応急修理申込書の受付(市役所大ホールでの 集中受付業務)	都市整備課 事務職員	4名(応急修理専属)
受付台帳の整備、修理見積書の審査、修理依 頼書の交付、完了報告書の審査、工事費の支 払い	都市整備課 事務職員	2名(応急修理専属)

#### ◆ 本庁舎(平成30年8月下旬~9月下旬)

作業内容	担当	人数
指揮・監督	都市整備課 課長	1名
応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修 理見積書の審査、修理依頼書の交付、完了報 告書の審査、工事費の支払い	都市整備課 事務職員	6名(応急修理専属)
修理見積書の審査	他自治体からの応援 技術職員	2名(応急修理専属)
応急修理制度に係る事務の補助	他自治体からの応援 事務職員	1名(応急修理専属)

● 宇和島市(愛媛県) … 応急修理申込件数:439件(平成31年4月1日時点)

◆ 本庁舎(平成30年8月時点)

作業内容	担当	人数
指揮・監督 応急修理申込書の受付、受付台帳の整備、修 理見積書の審査、完了報告書の審査	建築住宅課 技術職員	1名(応急修理専属)
修理見積書の審査	他自治体からの応援 技術職員	1名(応急修理専属)
書類発送事務、工事費の支払い	建築住宅課 事務職員	1名(応急修理専属)

◆ 吉田支所(平成30年8月時点)

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付、修理見積書の審査、 完了報告書の審査	建築住宅課 技術職員	1名(応急修理専属)
修理見積書の審査	他自治体からの応援 技術職員	2名(応急修理専属)

● 西予市(愛媛県) … 応急修理申込件数:174件(平成31年4月1日時点)

◆ 本庁舎(平成30年8月時点)

作業内容	担当	人数
指揮・監督 受付台帳の整備、修理依頼書の交付、完了報 告の審査、工事費の支払い	福祉事務所福祉課 事務職員	1名(応急修理専属)
修理見積書の審査	建設課 技術職員	1名(応急修理専属)

### ◆ 野村支所(平成30年8月時点)

作業内容	担当	人数
応急修理申込書の受付及び生活再建全般の	福祉事務所福祉課 事務職員	6名(応急修理を含む生
制度の申請受付	他自治体からの応援 事務職員	活再建全般を担当)

#### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### (4) 指定業者リストの作成に係る準備

### ① 修理業者リストを元にした指定業者リストの作成

#### 【実施する事項】

#### 《都道府県》

▶ 都道府県は、住宅・建築関係団体の協力を得て作成した修理業者リスト(Ⅱ.1(3), P.29参照)について、市町村が指定業者リストを作成するにあたって参考にできるよう、事前に市町村に提供する。

#### 《市町村》

- ▶ 市町村は、都道府県から修理業者リストの提供を受け、それを踏まえて指定業者リストを事前に作成しておくことが重要である。
- ▶ 指定業者リストを作成した場合は、当該指定業者に対し、応急修理制度の概要や手続フロー等について事前に説明を行っておくことが望ましい。
- ▶ また、制度運用の際には、被災者が指定業者リストに掲載されていない修理業者に応急修理工事を依頼する場合も想定されるため、そのような修理業者を当該リストに追加する際のルール等を事前に検討し、業務マニュアル(Ⅱ.3-2(3)②, P.92参照)に記載しておくことが望ましい。

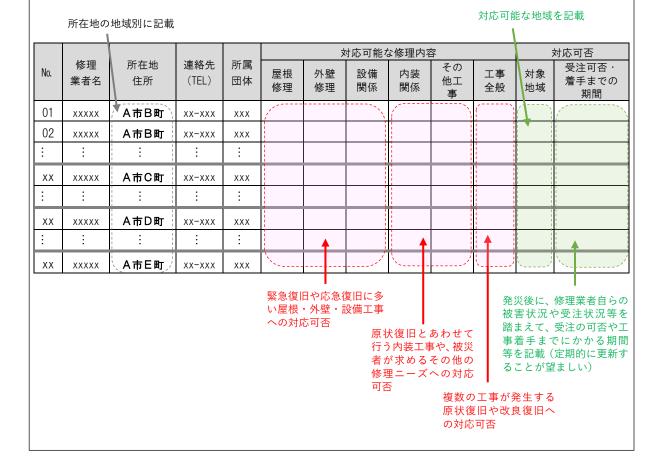
#### 【留意点】

- ◆ 被災者が自らの力で修理業者を探すことができないことも想定されることから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に修理業者を紹介する仕組についても事前に検討しておくことが重要である(Ⅱ.1(3), P. 29 再掲)。
- ◆ また、修理業者リスト及び指定業者リストは、応急修理制度を利用しない被災者が修理工事を行う場合にも活用できる。

修理業者リストの準備について	⇒	Ⅱ. 事前準備編	1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備 (3)修理業者に関する情報提供の準備	P. 29
発災時の対応 について	$\Rightarrow$	Ⅲ. 発災時対応編	3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (4)指定業者リストの作成	P. 113

#### 【指定業者リストのイメージ】

- ・被災者が指定業者を探しやすいように、指定業者の所在地の地域毎にまとめる等の工夫をする。
- ・工務店等の元請業者だけでなく、屋根工事業や管工事業等の専門工事業者についても記載する。
- ・紙媒体で情報提供することも想定し、表形式で整理しておき、窓口に来た被災者に渡せるよう にしておく。
- ・また、修理業者の所在地の地域、対応可能な修理内容、対象地域や工事着手までにかかる期間等 の修理業者の情報をホームページ上で公開し、被災者がこれらの情報を参考にして指定業者を 容易に検索・選定できるようにしておく。
- ・なお、指定業者リストに、当該市町村内の修理業者に加え、近隣市町村や他都道府県の修理業者も含めるかどうかについても事前に検討しておく。



#### <過去の災害における取組の例>

#### 【指定業者の追加の際に「願書」の提出を求めた例

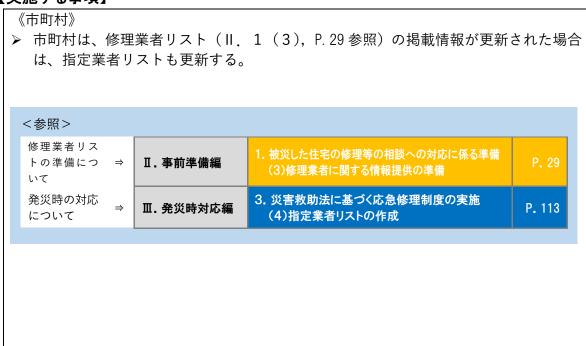
: 呉市、三原市、坂町(広島県)(平成30年7月豪雨)]

- ・応急修理制度の受付開始当初は県から提供された修理業者リストを「指定業者リスト」と して活用した。
- ・制度を運用する過程で、当初の「指定業者リスト」に掲載されていない業者に被災者が応 急修理工事を依頼する場合もあり、その場合は当該業者に「住宅の応急修理指定業者願 書」を建設業許可証明書等とともに提出させ、特段問題がない場合は指定業者リストに 追加した。

### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### ② 指定業者リストの掲載情報の定期的な更新

### 【実施する事項】



### (5) 制度周知資料の作成、周知方法の検討

### ① 制度周知資料のひな形の作成

### 【実施する事項】

《都道府県》

▶ 都道府県は、発災後速やかに被災者及び修理業者に応急修理制度について周知できるよう、事前に応急修理制度に関する周知資料のひな形を作成し、市町村と共有しておくことが重要である。

#### <参照>

発災時の対応 について

Ⅲ. 発災時対応編

3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (5)① 制度周知資料の決定・提供

P. 114

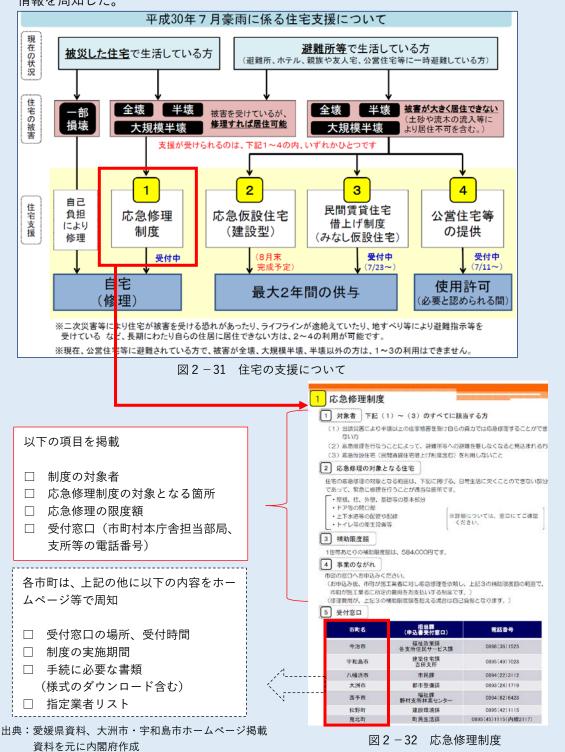
### 【被災者及び修理業者に周知する事項のイメージ】

	応急修理制度の趣旨(概要) 応急修理制度の対象者 受付期間、完了期限(※1) 応急修理制度の対象となる工事(日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的な修理に 限られていること) 救助として行う応急修理には限度額(※2)が存在すること 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合、住宅の応急修理の費用は原則1世帯分の額となること(※3) 応急修理制度の手続の流れ 修理見積書の作成方法 施工前・施工中・施工後の写真が必要であること
	特に水害の場合は、施工前の写真として提出できるよう清掃する前の被災状況が把握できる写真を撮影しておくこと
<b>※</b> 1	災害の規模や被災地の実態等によって、都道府県が内閣総理大臣と協議の上、実施期間が延長される場合があるので、市町村のホームページ等で最新の情報を確認することについても被災者に周知する。
<b>※</b> 2	大規模半壊・半壊の世帯:1世帯あたり59万5千円 準半壊の世帯:1世帯あたり30万円以内 (アオの5万40日) 大関ウサーダ 2000日 (日本) アナル (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
<b>%</b> 3	(平成 25 年 10 月 1 日 内閣府告示第 228 号(最終改正:令和元年 10 月 23 日 内閣府告示第 378 号)) ただし、完全に世帯が分離されていることが確認できれば、当該世帯数分が救助の対象となる。

#### <過去の災害における取組の例>

#### 【被災者向けの応急修理制度の周知資料の例:愛媛県(平成30年7月豪雨)】

- ・愛媛県は、応急修理制度、応急仮設住宅、公営住宅の提供等を案内した、被災者が住まいの 支援策の全体像が把握できるようなチラシを作成し、「平成 30 年7月豪雨によってお住ま いに被害を受けられた皆さまへ(ご案内)」として、県のホームページに掲載した。また、 避難所等を通じて本チラシを配布した。
- ・応急修理制度については、事務委任している市町の連絡先を掲載した。
- ・事務委任された各市町は、ホームページにおいて応急修理制度の申込手続等に係る詳しい 情報を周知した。



#### <過去の災害における取組の例>

#### 【修理業者向けの応急修理制度の周知資料の例:広島県(平成30年7月豪雨)】

・広島県は、これから修理見積書を作成する修理業者向けに「住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ」として、修理見積書の様式及び記載例が掲載されている市町ホームページのURL、応急修理の対象となる工事、工事完了の際には写真(施工前・施工中・施工後)が必要になること等を記載した制度周知資料のひな形を作成し、応急修理を実施する市町に提供した。

平成30年7月

<住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の修理を希望する申込者に対し、見積書の作成をお願いします。 別添の様式第3号により、修理見積書を作成してください。

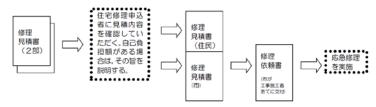
様式の電子データ (エクセル) は、下記のホームページからダウンロードすることができます。 見積書の作成例も電子データに入っています。

呉市ホームページ

≪https://www.city.kure.lg.jp/≫

修理見積書は、2部作成してください。申込者に見積り内容を説明し、見積書の下の欄 に内容確認の記名押印をいただいてください。

見積書は、1部を申込者に交付し、もう1部は市の担当課に提出してください。 市は、提出された修理見積書を審査し、工事を行う業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

なお、修理を行う部位には、優先順位があります。①を最優先とし、④になるほど優先 度が低くなります。(住宅の応急修理対象範囲を参照)

#### <注意点>

工事を完了したら、完了報告書を市に提出してください。完了報告書には、①工事着手 前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお 願いいたします。

申込者への見積内容説明の際、申込者の負担分がある場合、その旨を説明してください。 応急修理制度対象分以外の代金については、直接申込者に請求してください。

応急修理制度に係る工事代金(584千円限度)の市への請求手続き方法については、 修理依頼のありました市に確認してください。

問い合せ先

呉市建築指導課 電 話:0823-25-5719 FAX:0823-24-6831

図2-33 住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ(呉市)

出典: 呉市資料

#### 3-2 災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の実施に係る準備

### ② 制度周知方法の検討

### 【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- ▶ 発災時の被災者及び修理業者への応急修理制度の周知方法(ホームページ、広報カー、行政連絡放送、テレビ、ラジオ、都道府県・市町村の広報誌への掲載、説明会の開催、チラシの郵送等)を事前に検討しておくことが重要である。
- ▶ また、大規模災害に備えて、市町村外・都道府県外に避難している被災者への周知 方法(電話連絡、チラシの送付等)についても検討しておくことが望ましい。

#### <参照>

発災時の対応 について

Ⅲ. 発災時対応編

3. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施 (5)② 制度の周知

P. 115

### 【制度周知方法のイメージ】

被災者への周知方法	□ 都道府県や市町村のホームページへの掲載 □ 広報カー、行政連絡放送 □ テレビやラジオでの放送、新聞への掲載 □ 都道府県や市町村の広報誌への掲載 □ 避難所等の掲示板への掲載 □ 被災者向けの説明会の開催 □ 被災住宅に係る相談窓口での案内 □ 罹災証明書を交付(送付)する際に、対象者には個別に案内(同封して送付) □ 応急修理制度の案内チラシの郵送(対象者又は全戸) □ 回覧板での周知
修理業者への周知方法	被災者への周知方法と同様の周知方法の他、以下のような方法が考えられる。  「「修理業者向けの説明会の開催」 事業者団体を通じて周知」 修理見積書の作成を依頼する被災者から制度周知資料を手交

#### <制度の周知に係る取組の例>

○ (被災者・修理業者向け)写真の撮り忘れ防止のためのチラシ(例)

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



# 応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう "写す"を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害 状況が分かるように写真を撮影する必要があります。 撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

#### <撮影上の留意点>

- (1)外観(壁、玄関、窓、屋根など)の亀裂、剥がれ、歪みなど
  - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
    メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
  - ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。 室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。 また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2)室内(床板、扉、壁など)のめくれ、反り、腐食、脱落など
  - ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
    - 片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
  - ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備(キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など)の破損、故障など
  - ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
  - ✔ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう 応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

### く修理業者の方にもお伝えください>

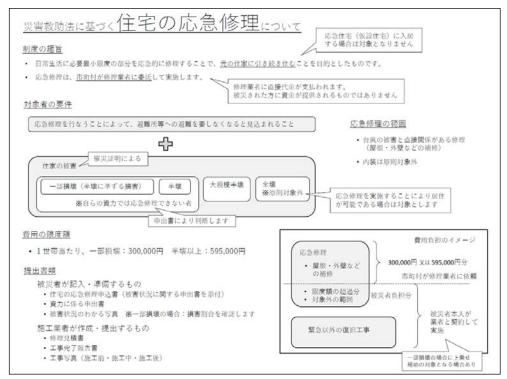
✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。





### ○ 被災者向けの応急修理制度の周知資料の例:千葉県

千葉県では令和元年台風第 15 号の際に、災害救助法に基づく応急修理制度の対象者の要件や費用の限度額、提出書類について、被災者に分かりやすく伝えるため、図を含めたチラシを作成し、県のホームページに掲載した。また、全国木造建設事業協会千葉県協会が作成のチラシに、内閣府、国土交通省、千葉県のクレジットを記載し、住宅被害に係る支援制度を明記の上、被災者に周知した。



出典:千葉県ホームページ

